

定 款

シマダヤ株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、シマダヤ株式会社と称し、英文では Shimadaya Corporation と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 製麺、精米
- (2) 食料品(副食品)の製造及び販売
- (3) 調味料の製造及び販売
- (4) 前各号に関する機器の製造及び販売
- (5) 食料品、その他の農産物の輸出入販売
- (6) アルコールの購入、輸入及び販売
- (7) 倉庫業
- (8) 損害保険代理業
- (9) 生命保険の募集に関する業務
- (10) 有価証券の投資運用
- (11) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、60,822,700 株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿(以下「株主名簿等」という。)の作成ならびに備え置きその他株主名簿等に関する事務株主名簿等は、株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 11 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了の日の翌日から3箇月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月 31 日とする。

(招集者および議長)

- 第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

- 第 17 条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、12 名以内とする。
- 2 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

- 第 18 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
- 4 会社は、会社法第 329 条第 3 項より法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
- 5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任にかかる決議の効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会開始のときまでとする。

(取締役の任期)

- 第 19 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 20 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集および議長)

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは予め取締役会の定めた順序に従い他の取締役が招集する。

- 2 取締役会の議長は、取締役社長とする。取締役社長に事故があるときは予め取締役会の定めた順序に従い他の取締役が議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日より3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手續を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行ふ。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを區別して株主總會の決議によって定める。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 27 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第 426 条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第 423 条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、当該損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 29 条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 31 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 33 条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 34 条 会計監査人の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 35 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月 31 日までの1年とする。

(剰余金配当等の決定機関)

第 37 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月 31 日とする。

2 当会社の中間配当を行う場合の配当の基準日は、毎年9月 30 日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払配当財産には利息を付さないものとする。

以上

1982年7月16日改定

1984年2月22日改定

1985年2月27日改定

1986年2月27日改定

1996年6月26日改定

1997年6月26日改定

2002年6月25日改定

2003年6月25日改定

2005年6月27日改定

2006年6月27日改定

2008年6月24日改定

2009年6月23日改定

2010年6月22日改定

2013年7月1日改定

2014年8月1日改定

2015年6月9日改定
2018年3月31日改定
2018年6月12日改定
2019年5月14日改定
2020年5月15日改定
2022年5月16日改定
2023年5月15日改定
2024年6月20日改定
2024年7月31日改定